9　9の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

[(2)　略]

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

[削る]

10　10の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

11　11の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

12　12の欄は、次によること。

[(1)～(3)　略]

13　14の欄は、次によること。

[(1)　略]

(2)　検定番号、適合表示無線設備の番号又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。ただし、ファクシミリ受信機、任意に設置するＧＰＳ及びロラン受信機については記載を要しない。

[(3)　略]

(4)　双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であつて適合表示無線設備でないものについては、３の欄、５の欄及び６の欄並びに空中線系の欄に記載すること。

14　16の欄は、次によること。

(1)　機器の種類の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(2)　型式又は名称の欄は、機器の型式又は名称を記載すること。この場合において、選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第28条第５項の装置については、記載を要しない。

(3)　方式・規格等の欄は、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載すること。

装置の別	記載事項
ア　デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
イ　制御装置	制御項目

10　9の欄の記載は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

[(2)　同左]

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

11　10の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、給電線、共用器及びその他の損失の値をそれぞれ記載すること。

12　11の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波型式、周波数、空中線電力及び周波数の条件等を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

13　12の欄は、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

14　13の欄の記載は、次によること。

[(1)～(3)　同左]

15　15の欄の記載は、次によること。

[(1)　同左]

(2)　検定番号等又は名称の欄は、当該機器が検定合格機器である場合は検定番号を、適合表示無線設備である場合には技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載することとし、その他の場合は機器の名称を記載すること。この場合、ファクシミリ受信機、任意に設置するＧＰＳ及びロラン受信機については記載を要しない。

[(3)　同左]

(4)　双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船上通信設備であって適合表示無線設備でないものについては、装置の区別、送信機、受信機及び空中線系の欄に記載すること。

16　17の欄の記載は、次によること。

(1)　装置の別の欄は、該当する□にレ印を付けること。

(2)　型式又は名称の欄は、機器の名称を記載すること。この場合において、選択呼出装置（デジタル選択呼出装置を除く。）、ファクシミリ、変調信号処理装置、制御装置、注意信号発生装置及び施行規則第28条第５項の装置については記載を要しない。

(3)　［同左］

装　置　の　別	記　載　事　項
1　デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度、マーク周波数、スペース周波数、タイムダイバーシティ時間間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
2　制御装置	制御項目